

議案第34号

石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石垣市水道事業の設置等に関する条例（平成7年石垣市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を一部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道事業の設置等に関する条例(平成7年石垣市条例第9号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>